

## ◆令和5年6月29日からの大雨により被災されました方への救済措置について◆

この度の令和5年6月29日からの大雨により被災されました方々には、心よりお見舞い申し上げます。

内閣府におきまして1県2市に対し、災害救助法の適用がされています。(2023年7月5日時点)

〔 山口県山口市、山口県美祢市 〕

最新情報は下記よりご確認ください。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

### ●受けられる制度

#### ①保険証を紛失した場合

- ・再交付を致します。健保までご連絡をお願い致します。
- ・医療機関の窓口で**氏名、生年月日、事業所**を申し出ることにより受診が可能です。

#### ②保険料の納付期限について

任意継続の方の納付期限を延長させていただきます。

#### ③給付金支給について

被保険者から傷病手当金等の給付金の申請があった場合、速やかに審査をし支給させていただきます。

ご不明な点がございましたら健保までご連絡を頂きます様、よろしくお願い致します。

連絡先電話番号 ①②に関するお問い合わせ⇒日産健保適用係:**045-461-2351**

③に関するお問い合わせ⇒日産健保給付係:**045-461-2352**